

地域主権改革推進のための県・市町部課長会議 会議概要

日 時 平成 22 年 10 月 4 日（月） 15 時 00 分～17 時 00 分
場 所 県庁東館 7 階 大会議室
出席者 各市 地方分権・地域主権改革担当部長
各町 地方分権・地域主権改革担当課長
滋賀県市長会事務局長
滋賀県町村会事務局長
滋賀県理事（経営企画担当）、企画調整課長、経営企画室長

議 題

- (1) これまでの地方分権の動向について
- (2) 地域主権改革の推進について
取組状況等報告
意見交換

概 要

- (1) これまでの地方分権の動向について（県から資料に沿って説明）

- 資料**
- ・ 地方分権関係の主要な経緯
 - ・ 地方分権改革推進委員会の勧告
 - ・ 地方分権改革推進計画（H21.12.15 閣議決定）
 - ・ 地域主権戦略大綱
 - ・ 地域主権戦略の工程表(案)【原口プラン】
 - ・ 関西広域連合設立(案)

- (2) 地域主権改革の推進について

取組状況等報告（県、各市町より報告）

ひも付き補助金の一括交付金化

[市町発言概要]

- 県に対する要望の中で、国の一括交付金化により総額が削減されないよう要望している。
- ひも付き補助金の一括交付金化という動きがある中で、省庁の回答があまり良くなく、あるいは省庁ごとにブロック化する話が出ている。まずは総額の確保が必要。一括交付金は総額保証の配慮をお願いしたい。地方税財源の充実確保の問題については地方交付税の充実が最も望まれる。
- 財源の確保では、地域で自己決定できる財源が必要。地方の自由度が拡大する制度になるよう今後も要望していく。
- 一括交付金が、人口とか財政力指数などで判断されると、財政力指数が高いと

ということで軽微な交付金になってしまう恐れがある。

- 一括交付金の範囲やこれに関わってくる地方交付税がどうなっていくのかなど、一括交付金と地方交付税の考え方、また今後の方向性についてどうなるのか。

[県発言概要]

- 菅首相は所信表明演説の中で、「来年度予算では、省庁の枠を超えて投資的資金を集めて自由度の高い交付金に再編する。地域では、霞が関の発想に縛られない、独自のモデルを構想してください。国の出先機関の廃止についても同じで、いわゆる地域の中で決定していくという中で交付金を作る」と述べている。経過的なものであると思われ、将来的には縛りのない交付金などになるのだと思う。地方六団体からも、一括交付金は過渡的なものとして、将来的には税源移譲や、地方交付税の充実・強化につながるよう要望している。
- 国の一括交付金化に合わせて、県補助金も一括交付金化を検討する必要がある。

市町への権限移譲

[市町発言概要]

- 受け皿をどのように充実させるかが問題となってくる。タイムリーに情報をつかんで、受け皿ができるように体制を整えていきたい。
- 県との協議の中で、権限移譲のあり方について話をしていきたい。
- 必要な財源を交付金として配分していただくこと、受け皿となる職員の育成が大きな課題である。
- 職員数と体制の問題を懸念している。合併により職員数を減らすという計画がある中での体制づくりを懸念している。
- 職員数は目標を定め削減を進めている。しかし、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲により大規模な人材が必要という学者の試算もあり、今後の人材確保や組織体制のあり方が大きな課題である。
- 権限移譲されると、受け皿という部分で町ではまかないきれない部分がある。その点は補完性の原則により県と町との密接な連携強化の体制整備を図ってほしい。
- 地域主権改革では、可能限り行政事務は基礎自治体へ移っていくことになり、市町の事務負担が増えることになる。職員の確保が必要となります。国の職員が減り、逆に地方の職員を増やさなければならないこととなりますが、これについては市町に押しつけることのないように、県としても事務のあり方であるとか、人材確保を含めて十分な話し合いをもって進めていただきたい。

[県発言概要]

- 国の方では国家公務員の2割削減が言われており、当然国の出先機関廃止に伴ってのものと思うが、県の方もそれを受けていくことになる。基本は補完性の原則であり、住民に身近なところで決定していくという前提の中で、財源、人員の確保が大事である。
- 各市町においては職員定数の削減計画を持っておられ大変であるが、財源も行くわけであり、可能な限り人員等を確保されながら、権限移譲が進められるも

のと思う。

- 市町への権限移譲については、法の中で進められるが、いかに円滑に進めるのが課題。
- 地域主権戦略大綱で積み残された事務、他府県で先行して移譲が進められている事務このようなものも権限移譲していくのか検討が必要

自治基本条例

[市町発言概要]

- 自治基本条例の取組を進めている。義務付け・枠付けの廃止の中で、基本構想の策定義務が廃止になることから、制度的に基本構想をどう位置づけていくのか、これを整理していくには、自治基本条例を定めていかないためではないかと考えている。
- 来年の3月を目途に自治基本条例の策定に取り組んでいる。
- まちづくり条例について、総合計画的なもの、財政規律について追加の見直しをしたい。
- 自治基本条例は2年間協議し、7月に答申を受けた。住民とも議論し議会に上程する。

住民との協働

[市町発言概要]

- 公募の市民委員をまじえ、市民協働の制度化、ルール化に取り組んでいる。
- 市民との協働を充実させたい。各小学校区ごとにまちづくり協議会を設け、自主的に行事をしてもらおうとしている。
- 市民参加と協働のまちづくり条例を制定した。市民が多く参加していただいて、いろいろな意見を聞く、ニーズに対応するという点ではとても大切なことである。
- 新たなコミュニティの取組として、学区を中心として自治振興会の設立に取り組んでおり、また地域コミュニティセンターという形で、各学区単位で職員が行かせていただき、身近なところでサービスを提供しようとしている。
- 協働では、5つの部会を設けて、住民がそれぞれ自ら提案し事業を起こす取組を立ち上げた。

職員の政策形成能力

[市町発言概要]

- これからの自治体は、政策形成能力を職員一人ひとりが身につけなければならない。職員の政策形成能力の向上に繋がる人材育成にも今年度から取組を進めている。
- 基礎自治体への権限移譲もあり、職員の政策法務能力を向上させることを検討したい。
- 定住自立圏構想の取組を進めているが、地域主権改革、事務の効率化といった

中でも職員のレベルアップを含めて、検討や議論をしていきたい。

- 専門性を確保していかなければならない。定住自立圏構想の中で、専門性を確保して、人事交流などを通して高めていく。各種の研修会に職員を積極的に参加させてスキルアップを図っている。

その他

[市町発言概要]

- 緑の分権改革の取組で、食、エネルギーの自給、ケアの充足を図り地域自立の仕組みづくりをしていく。

[県発言概要]

- 国の出先機関の原則廃止については、国にどのような提案をしていくのか。県単位というのもあるし、県を超える部分については広域連合を設定してということになる。
- 県と市町の役割分担の中で、施策・事業のあり方を見直す必要がある。18、19年度に事業仕分けをしたが、改めて現時点の見直しが必要と考えている。
- 市町の事務についても、広域で処理した方がよい事務もあり、こうしたものの検討が必要
- 行政機関等の共同設置など事務の共同化の検討。継続審議となっている自治法改正で、今まで以上に共同設置できる。これは市町間でもあり得るし、県と市町でもあり得る。

意見交換

守山市提案の議題「義務付け・枠付けの見直し」について

提案内容：地域主権改革の推進においても、国・県による制度設計・特定財源の確保を通じて(とりわけ福祉分野における)ナショナルミニマムを担保すること

[市町発言概要]

- 地域主権の中で、基礎自治体としては、住民の福祉分野、セーフティネットと言われる部分については、一括交付金にしてしまうのではなく、特定財源を確保していただくことで、しっかりとやっていきたい。
- 国の制度を超えて県の方で補助金等をもって拡大的なセーフティネットをはっている、例えば児童福祉分野における保育士の数などについては、しっかりと議論をしてから制度を改革して交付金化してほしい。
- 子どものことについては、少子化と言われる中、待機児童が出ている。新たに保育所を開設しようとしても用地の確保が難しい。こうした部分での市町の裁量、主体性、自主性、特性に基づいた部分が不足している。特に福祉の部門はセーフティネットであり、しっかり財源を確保し、市町が安心して施策の研究ができるような形が必要。

[県発言概要]

- 県として条例を制定し基準を決めていくので、どのように作っていくのか、当然市町の意見を入れながら作っていくことになるが、市町との調整の必要性な

どの対応について庁内で調査している。

その他

[市町発言概要]

- 関西広域連合という大事なものを市町長の声を聞くまでに、県議会に上げたのはどういう理由、どういう事務手続きであったのか。

[県発言概要]

- 8月27日は市長会の集まりがあったということですが、その日は、大阪で、関係府県の知事、関経連のトップが出会う場があり、その場で合意形成できないと9月に上程する・しないの判断ができないという日であったため、物理的に無理であった。また、関係府県の腹を固めた上でご説明したかったということでご理解いただきたい。

今後について

10月12日開催予定の自治創造会議における地域主権改革の意見交換で出された意見も踏まえて、今後、義務付け・枠付けの見直しや市町への権限移譲、事務の共同化の検討などの課題にどのように対応していくのか、例えば課題ごとに協議を進めていく分科会を設けるなど議論を深めるため、改めて担当部課長会議を開催することとする。